

匠の家づくり支援事業【市内建築主(市内)型】 Q & A

【制度のあらまし編】

(Q 1) 「市内建築主(市内)型」とはなんですか？

(A 1) 市民又は市内に本店を有する法人が、市産材を使用して、市内に木造建築物を建築(新築又は増改築)することをいいます。

(Q 2) 補助金の対象者はだれですか？

(A 2) 木造建築物の建築主本人が、補助金を受ける対象者となります。

(Q 3) 建築事業者の要件はなんですか？

(A 3) 市内に本店、支店又は営業所があることが条件となります。

事前申込書類に住所を有する証明書を添付してください。

法人事業者の場合・・・法人登記書の写し

個人事業者の場合・・・住民票の写し

(Q 4) 補助金を受けるための要件はなんですか？

(A 4) 市内に建てられる建築物(住宅、店舗、事務所等)

構造用木材(土台、束、大引き、柱(通柱、管柱に限る)、梁、桁、胴差し、母屋、棟木、隅木(火打ち除く))の使用量のうち、市産材を60%以上使用すること。

構造用木材に市産材を0.1m³以上使用すること。

(Q 5) 補助金額はいくらですか？

(A 5) 主な構造材への市産材使用量1m³あたり2万円をかけた額です。

【手続き編】

(Q 1) まず初めにどのような手続きをするのですか？

(A 1) 木工事（構造材の設置工事）の着手後 30 日までに、事前確認申請書を提出して下さい。ただし、建築事業者が初めてこの事業による建築を行う場合は、現地確認を行うため、着手前 30 日までに事前確認申請書を提出して下さい。これは、申請される建築物が補助の要件に適合していることを確認させていただく手続きで、「事前確認申請書」に添付書類を添えて申請してください。

【添付書類】

- ① 建築確認済証の写し（建築確認が必要でない地域は建築工事届の写し、建築確認及び建築工事届が不要な場合は宣誓書（別記様式第 1 号の 2）
国外の建築物については、当該建築物の所在する国の建築に関する法令に基づき建設されることを示す申請者の宣誓書（別記様式第 1 号の 3）及び建築確認済証等に準ずる書類の写し（建築確認済証等に準ずる書類が存在しない国で建築する場合は、添付を要しない。）
- ② 建築場所の位置図と木造建築物の各階平面図及び立面図
- ③ 木材使用量計算書（別記様式第 2 号）並びに素材生産者又は原木市場から建築事業者に至るまでの各事業者が発行する市産材及び県産材であることを証する岐阜県証明材推進制度による伝票の写し
- ④ 工事施工者が市内に住所を有する証明書（法人にあっては法人登録の登記事項証明書、個人にあっては住民票）
- ⑤ ③の木材使用量計算書に記載されている補助対象となる構造用木材の寸法、本数が確認できる写真（現地確認を行う場合は省略可）

(Q 2) 現地確認はありますか？

(A 2) はじめてこの事業による建築を行う建築事業者については、事前確認申請時に現地確認を実施します。

(Q 3) 補助申請の時期は？また必要な書類は？

(A 3) 建築物の引き渡し及び住所変更、登記等諸手続き終了後に、「補助金交付申請書」に添付書類を添えて申請してください。

【添付書類】

- ① 建築基準法検査済証の写し（建築確認が必要ない場合は不要です。）
- ② 不動産登記事項証明書（建物全部事項証明書）の写し
（増改築の場合で建物表題変更登記をする必要がないとき又は 3 方向に壁がない場合その他の周壁性がない場合で建物表題登記をする必要がないときは、不要です。）
- ③ 市内に住所を有する証明書（法人の場合は法人登録の登記事項証明書、個人は住民票）の写し
- ④ 建築物（完成）写真（全景）2 点（撮影方向の異なるもの）
- ⑤ 建築物内部写真各階 2 点
- ⑥ 上棟写真（全景）2 点（撮影方向の異なるもの）
（増築の場合は構造材設置の状況のわかるもの）

(Q 4) 補助金の請求はいつすればいいですか？

(A 4) 市が補助金交付申請書を受け取り、補助金の対象となることを確認した後、

「補助金交付決定通知」と「補助指令書」をお送りします。その際、「補助金交付請求書」を同封しますので、記名、押印、振り込み口座を記入いただき、ご提出ください。

請求書が市に届いた後に、補助金をお振り込みいたします。